

(別 紙)

# 啓発用物品の借入に係る誓約書

鹿児島県社会福祉協議会ボランティアセンター 御中

誓約年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

団 体 名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連 絡 先：Tel \_\_\_\_\_

啓発用物品の借入を申込みにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次の1から5までの事項を遵守し利用することを誓約します。

- 1 会場の換気ができ、利用者の間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空けることが可能な会場で利用します。
- 2 利用前に、利用者全員の検温を実施し、発熱や風邪の症状がある者には利用させません。
- 3 利用者全員に、手洗いや手指消毒及びマスク着用を徹底し利用します。
- 4 啓発用物品の脱着は、なるべく一人で行うことを基本に利用します。また、着用に補助者が必要な場合は、可能な限り真正面での会話を避けるよう徹底します。
- 5 利用後は、利用者全員が手を触れた箇所（着ぐるみの場合はお面の内側全面を含む）を消毒用エタノールを使用し清拭します。  
なお、消毒用エタノールが入手困難な場合は、金属部分を除き次亜塩素酸ナトリウム液を代用して清拭します。

注1. この誓約書は、啓発用物品借入申込書に添えて必ず提出して下さい。

注2. 次亜塩素酸ナトリウム液の作り方は厚生労働省のホームページ等を参照下さい。

注3. 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく国の緊急事態宣言の発令又は本県で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合には、直ちに全ての貸出しを停止することをご承知おき下さい。